

令和8年度 板橋区介護支援専門員法定研修受講料補助事業

介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得及び更新に必要な研修受講料を全額負担した介護サービス事業所等に対して、負担した額の一部を補助します。

1 対象事業所

次の要件をすべて満たす事業所を対象に補助を行います。

- (1) 介護支援専門員が受講する法定研修の受講料を全額負担し、令和7年度東京都介護支援専門員法定研修受講料補助金（都補助金）の交付決定を受けていること
- (2) 板橋区内に所在し、別表1のいずれかに該当する事業所等であること

2 対象となる職員

- (1) 別表1に定める対象事業所において、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する又は今後資格を活用する見込みのある者
- (2) 対象事業所を運営する法人に直接雇用されている者
- (3) 事業者における役員（法人代表者を含む。）においては、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者

3 補助対象経費

対象となる職員が別表2に定める介護支援専門員法定研修を受講するにあたり、令和7年度受講分として納入した受講料について、事業者が負担した額。ただし、対象となる職員が雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合はその給付額を除いた額とする。

4 補助金額

補助対象経費と別表2に定める補助基準額を比較し、少ない方の額に補助率（4分の1）を乗じた額（100円未満切捨て）

5 申請方法

(1) 提出書類

郵送、窓口持込または電子申請フォーム（<https://logoform.jp/form/Rwxz/1599487>）のいずれかの方法により、以下の①～⑤の書類を提出してください。

- ① 第1号様式 交付申請書兼請求書（対象職員一覧を含む）
- ② 令和7年度都補助金の交付申請書（対象職員一覧を含む）（写し）
- ③ 令和7年度都補助金の交付決定通知書（写し）
- ④ 介護支援専門員法定研修の修了証明書（写し）
- ⑤ 法人住民税を滞納していないことが確認できる書類
（直近の法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は申告書の写し。免除の場合は免除決定通知書の写し）

(2) 申請期限

令和8年9月30日（水）（必着）

6 問い合わせ・提出先

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号（区役所北館2階14番窓口）
板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護DX推進係
（電話）03-3579-2357

別表 1

1	居宅介護支援
2	地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
7	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
12	その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として区長が認める事業者

別表 2

対象となる研修	補助基準額	補助率
介護支援専門員実務研修（８７時間）	４４，６００円	１／４
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅰ）（５６時間）	３４，５００円	
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅱ）（３２時間）	２３，８００円	
介護支援専門員更新研修（８８時間）	５８，３００円	
介護支援専門員更新研修（５６時間・前期）	３４，５００円	
介護支援専門員更新研修（３２時間・後期）	２３，８００円	
介護支援専門員更新研修（５４時間・実務未経験者）	２８，５００円	
介護支援専門員再研修（５４時間）	２８，５００円	
主任介護支援専門員研修（７０時間）	５２，６００円	
主任介護支援専門員更新研修（４６時間）	３８，０００円	

板橋区ホームページの掲載先はコチラ

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 介護人材の確保・育成
> 板橋区介護支援専門員法定研修受講料補助事業（令和８年度）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kaigo/1016305/1064734.html>

